

## 1. 平成20年度以降の指導監督の実施について

### (1) 指導指針及び監査指針の理解の徹底について

介護保険における指導監督については、平成18年4月に施行された改正介護保険法において、「指導」と「監査」とが明確に区分された。これを受けて発出した「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付老発第1023001号老健局長通知。以下、「指導監査指針」という。）において、以下のように「指導」と「監査」の役割を規定したところである。

① 「指導」においては、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向けて、介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼として実施する。

- ・ 「実地指導」は、「介護保険施設等実地指導マニュアル」等を活用し、サービスの質の向上を図る観点から、虐待防止や身体拘束廃止等に向けた介護サービス事業者の取組に対して実地での援助的指導を行う。

- ・ 「集団指導」は、適正なサービスを提供するための介護サービス事業者に対する必要な情報伝達のもであり、制度の周知や理解の促進を図るとともに、報酬請求に係る過誤や不正を防止するため講習等の方法により行う。

② 「監査」は、利用者からの情報等から介護サービス事業者の指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規程に基づき実施する。

これらの指導監査指針による「指導」と「監査」を適切に活用することにより、介護保険制度の適正な運営を確保することとしたところであるが、この指導監査指針の改正内容の適切な理解がないまま、自治体独自の考え方によって法に基づかない指導監督を実施している自治体が多数見受けられることは誠に遺憾である。介護サービス事業者に適正な法令遵守を求めるかぎり、介護サービス事業者に対する行政上の関与においても法令に基づいて実施することは当然なところである。各都道府県においては、あらためてこの制度改正の趣旨の理解に努めるとともに、管内市

町村にも再度周知いただき理解を促していただくようお願いする。

また、指導監査指針に基づく指導監査要綱の策定・改正を行っていない自治体においては、速やかに策定・改正を行っていただくようお願いする。

## (2) 指導監督体制の整備について

指導監査指針の改正に伴う機動的な監督体制については、介護保険制度の内容を十分に理解した担当者による指導及び監査を行うよう監督体制の強化を図るとともに、指導監査に当たる人材の質を向上させる観点から、研修の強化に積極的に取り組まれない。

## (3) 指導監督業務の標準化について

自治体が行う指導監督業務の標準化については、今国会で取り上げられたほか、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」（平成19年12月3日）において、「法令の規定を過度に厳格にとらえたり、介護報酬の返還のみの指導に偏っていたりするなど、各自治体や担当者ごとに判断にバラツキが見られるとの指摘もあることから、監査指導業務の標準化を図る必要がある。」との報告を受けているところである。また、社会保障審議会介護保険部会の意見（平成20年2月6日）においても、制度の見直しに当たっては、「指導内容について過度なばらつきが生じないように標準化に向けた措置を講じること。」とされているところである。

国においては、各自治体の実地指導について業務の標準化を図る観点から、昨年2月に、実地指導のための基本的な知識や利用者の生活実態の把握、サービスの質の確認方法等について記した「介護保険施設等実地指導マニュアル」を作成し、各自治体に示したところであるが、未だその理解・周知が不十分なところも見受けられるので、このマニュアルの十分な理解と活用をお願いする。

また、上記の意見等を踏まえ、今後国としても実地指導以外についても、ガイドラインの策定、研修会の実施など指導監督業務の標準化に資する方策について検討していく予定であるので、ご了知されたい。

#### (4) 行政処分等を行う場合の留意点について

##### ア 指定の取消処分における情報提供の徹底及び関係自治体の連携の強化

各自治体が行う監査において、指定の取消処分にかかる事案が確認された場合には、介護サービス事業者の地域における事業展開によっては他の指定権者に影響が及ぶことも考えられ、その場合には当該自治体のみの問題にとどまらなくなることから、聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、当室あて必ず情報提供をいただくようお願いする。

また、対応に当たり行政処分を実施する自治体にあつては、処分を実施する前に、処分を行おうとする介護サービス事業者の事業展開地域の把握を的確に行い、関係自治体との十分な情報共有や緊密な連携のもとに対応されるようお願いするとともに、各都道府県においては、特に管内市町村に対し、この点の周知をお願いする。

##### イ 集団指導等における行政処分の要因分析の活用

改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止や指定の取消処分を行った場合には、これに至った要因の分析を各自治体において行い、その結果を集団指導等を通じて周知するなど不正発生の未然防止に活用するようにされたい。

##### ウ 改善勧告に関する情報提供

改善勧告の内容において報酬返還を求めるなどの不適正な事例が見受けられていることから、当分の間、改善勧告を実施する前に情報提供をお願いするとともに、その結果については、その都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

#### (5) 指導監督業務に係る事務負担の軽減について

先般、社会保障審議会介護給付費分科会に設置された「介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチーム」がとりまとめた報告書「介護サービス事業の経営の安定化・効率化と介護労働者の処遇向上を図るための今後の検討課題について」（平成19年12月10日）において、「実地指導・監査における見解や制度の運用に際し提出が求められる文書の様式が自治体ごとに異なることが、事業者にとって過重な事務負担であるとの指摘がある。実地指導・監査を行う者の同質性を担保する仕組みや、

文書の様式を統一・簡素化等することにより、極力事業者の事務負担の増加を招かない仕組みを検討する必要があるのではないか。」との報告がされたところである。

指導監督業務については、先の指導監査指針の見直しにより、書面指導の廃止や本来の趣旨に基づかない事前提出資料による「主眼事項及び着眼点」を活用したチェック型の実地指導の廃止などを行い、指導監督業務に係る介護サービス事業者の事務負担の軽減を図ったところであるので、制度改正の趣旨を踏まえ、適切に対応されたい。

#### (6) 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について

「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）においては、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたところである。

については、この方針を踏まえた監査の基本的な実施方法については、以下に示す「基本的な実施方法」のとおりとし、各自治体においては、これを踏まえた5カ年の監査計画と単年度の実施計画を策定した上で、毎年、その監査結果についても、当室に報告いただくことと考えているので、ご協力願いたい。

なお、「基本的な実施方法」の3に示す「自己点検シート」の具体的な内容については、別途お示しする予定であるので、ご了知されたい。

#### (基本的な実施方法)

- 1 介護保険法第5章の規程に基づく監査として実施する。
- 2 各自治体における平成20年度から24年度までの5年間の監査計画に基づき実施する。
- 3 実施にあたっては、「人員、設備及び運営基準」の状況について、当該年度の監査対象とする介護サービス事業所から「自己点検シート」の提出を受け、内容点検を実施する。

4 点検の結果、自主的に改善が図れる内容の場合以外については実地検査をするなど所要の行政上の対応を検討し実施する。

## 2 介護サービス事業者に対する法令等遵守の徹底について

先般2月6日の社会保障審議会介護保険部会において、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」の内容が了承され、制度の見直しはこの方向に沿って進めるべきであるとの意見があり、これを受け、介護サービス事業者に対する法令等遵守の管理体制整備の義務付けや広域的に介護サービス事業を展開する介護サービス事業者の本部等に対する立入調査権の創設等を内容とする法案の提出を予定しているところである。

立入調査権の創設等に伴う介護サービス事業者の立入調査等に係る具体的実施方法については、法律の成立を待って、今後ガイドラインやマニュアルの策定等について検討していくこととしているのでご了知されたい。

## 3 指導監督関係報告について

毎年、都道府県等から事業年度報告として提出いただいている指導監査結果報告については、本年度と同様の報告をお願いする予定である。

また、平成20年度からは、指導監査結果報告と合わせて、各自治体の指導監督体制の状況についても、本年1月と同様の報告を定例的にお願いすることとしているので、ご了知されたい。

## 4 平成20年度実地ヒアリングスケジュールについて

厚生労働本省による自治体への実地ヒアリングの日程については、別途お示しする予定である。